

働きやすい職場づくり行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間、平成31年2月 | 日～平成32年3月31日までの13か月間

2. 内容

目標：新たに整備した育児・介護関係制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成31年2月～ 法に基づく諸制度の調査及び取組の方法等についての検討
- 平成31年4月～ 制度に関する掲示物を作成し、職員の見やすい場所に掲示